

消費税の軽減税率制度研修会

区分経理編

～決算時に慌てないために～

本年10月1日に軽減税率制度が導入され帳簿の記載や、請求書・領収証(レシート)の発行など、今必要な対応をしておかなければならないことが数多くあります。

これらをわかりやすく説明します。

日時 令和元年 **11月14日** (木)

10:00～11:30

会場 **ももちパレス3階小ホール**

講師 **税務署 担当官**

定員 **150名**

定員になり次第締め切りさせていただきます。
定員に達した後お申込みされた方にはその旨をご連絡します。

出席申込書

会社名

TEL - -

FAX - -

氏名

氏名

FAX送信先

ハチニニ

092-822-0778

公益社団法人 福岡西部法人会 事務局

お問い合わせ TEL092-841-4713